

証券コード 6184
2025年4月1日
(電子提供措置の開始日2025年3月27日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目14番1号
株式会社鎌倉新書
代表取締役会長CEO 清水 祐孝

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月17日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月18日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F
ベルサール八重洲 B+Cルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第41期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

~~~~~

○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○当社は法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結注記表及び個別注記表はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主に交付する書面に記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

○電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

○総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

#### <決議ご通知及び株主通信の掲載のお知らせ>

当社では、昨今のインターネット等やスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、「定時株主総会決議ご通知」は当社ウェブサイト(<https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>)への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめております。

これにともない、「株主通信」につきましても、当社ウェブサイトにて開示させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### ● 決議ご通知



#### ● 株主通信

『Business Report』



上記二次元バーコードを読み取り、アクセスをお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限**

**2025年4月17日（木曜日）  
午後6時30分到着分まで**



### インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマートフォン行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

**行使期限**

**2025年4月17日（木曜日）  
午後6時30分行使分まで**

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時**

**2025年4月18日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）**

### ① ご注意事項

※書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いたします。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いたします。

※当社は、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# ●インターネットによる議決権行使について●

## パソコン等による方法



### 行使期限

2025年4月17日(木曜日)  
午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただけます方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を離れる場合は、Webブラウザを離してください。

**次へすすむ**

＜その他の案内＞

- 送付ご通知等の電子配信ご利用のお届けの確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 届出ご通知の電子配信を行っている期間をご住所の方で、すでに登録されているメールアドレスなどの変更・電子配信の停止を希望する場合は、一時的な入力エラーと見做します。

「次へすすむ」をクリックしてください。

## ②ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

**ログイン** **閉じる**

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

- 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。
- 証券代行会社に口座のない株主様

議決権行使について

☎ 0120-652-031 (9:00 ~ 21:00)

☎ 0120-782-031 (土日休日を除く9:00~17:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第41期の期末配当につきましては、以下の内容といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
  - ① 当社普通株式1株につき金 20.0円
  - ② 配当総額 741,509,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2025年4月21日

### 第2号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ① 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- ② 監査等委員である取締役が欠員が生じた場合の対応を円滑に行うため、定款第20条第2項及び第3項の新設を行うものであります。
- ③ 補欠監査等委員である取締役の任期を定めるため、定款第21条第4項及び第5項の新設を行うものであります。
- ④ 今後の事業環境の変化に対応し、役員構成を柔軟に運用できるようにするため、定款第22条第2項の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～ 15. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>16. ～ 31.</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条<br/>1 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (条文省略)<br/><u>3</u> (条文省略)</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～ 15. (現行どおり)<br/><u>16. 自治体における住民向け終活サービスの提供支援、マーケットリサーチおよびコンサルティング</u><br/><u>17. 自治体における住民向け終活サービスに関する情報提供システムの企画・構築・運営支援</u><br/><u>18. 終活分野における各種サービスにかかる官民連携事業</u></p> <p><u>19. ～ 34.</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条<br/>1 (現行どおり)<br/><u>2 株主総会において、監査等委員が欠けた場合または欠けるおそれがある場合に備え、補欠監査等委員を選任することができる。</u><br/><u>3 補欠監査等委員の選任の効力は、あらかじめ定めた順位に従い、監査等委員が欠けたときに生じるものとする。</u><br/><u>4</u> (現行どおり)<br/><u>5</u> (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)<br/>第21条<br/>1 (条文省略)<br/>2 (条文省略)<br/>3 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条<br/>1 (条文省略)<br/>2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p> | <p>(取締役の任期)<br/>第21条<br/>1 (現行どおり)<br/>2 (現行どおり)<br/>3 (現行どおり)<br/>4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。<br/>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条<br/>1 (現行どおり)<br/>2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、役付取締役を選定することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において監査等委員である取締役を除いた取締役を以下単に「取締役」といいます。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 |        | 氏 名                   | 現在の当社における地位  | 2024 年 度<br>取 締 役 会<br>出席状況 | 在任<br>年数 |
|------------|--------|-----------------------|--------------|-----------------------------|----------|
| 1          | 再<br>任 | し みず ひろ たか<br>清 水 祐 孝 | 当社代表取締役会長ＣＥＯ | 18/18回<br>(100%)            | 30年      |
| 2          | 再<br>任 | こ ばやし ふみ お<br>小 林 史 生 | 当社代表取締役社長ＣＯＯ | 18/18回<br>(100%)            | 7 年      |
| 3          | 再<br>任 | よ ご くに ひこ<br>余 語 邦 彦  | 当社社外取締役      | 18/18回<br>(100%)            | 5 年      |
| 4          | 新<br>任 | たま き あきら<br>玉 木 彰     | —            | —                           | —        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                       | し みず ひろ たか<br>清水 祐 孝<br>(1963年1月24日) | 1986年4月 国際証券株式会社入社<br>1990年1月 当社入社<br>1995年6月 当社取締役<br>2002年3月 当社代表取締役社長<br>2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事<br>2016年2月 当社執行役員<br>2017年9月 当社代表取締役会長<br>2019年2月 当社代表取締役社長<br>2019年2月 株式会社ハウスボートクラブ取締役<br>2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO<br>2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事<br>2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役<br>2020年4月 当社代表取締役会長CEO(現任)<br>2022年2月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任)<br>2022年4月 内部監査室 管掌(現任)<br>2023年6月 株式会社エイジプラス取締役<br>2024年11月 ベル少額短期保険株式会社取締役(現任) | 11,383,944株    |
| [取締役候補者とした理由]<br>清水祐孝氏は、2002年3月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督を適切に行い、終活業界を牽引してまいりました。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                         | こ ばやし ふみ お<br>小 林 史 生<br>(1974年2月15日) | 1998年4月 日産トレーディング株式会社<br>入社<br>2000年8月 楽天株式会社入社<br>2008年10月 米国 LinkShare<br>Corporation<br>(現Rakuten Marketing)<br>Vice President<br>2011年4月 米国 Rakuten.com<br>President<br>2017年6月 当社入社<br>当社執行役員<br>2018年4月 当社取締役<br>2019年2月 株式会社ハウスボートクラブ<br>取締役(現任)<br>2019年4月 当社代表取締役ＣＯＯ<br>2020年4月 当社代表取締役社長ＣＯＯ<br>(現任)<br>2021年8月 株式会社エイジプラス取締役<br>(現任)<br>2022年9月 事業部門、プロダクト開発部<br>門 管掌(現任)<br>2023年6月 株式会社エイジプラス代表取<br>締役<br>2024年9月 株式会社鎌倉新書ライフパー<br>トナーズ取締役(現任)<br>2024年11月 ベル少額短期保険株式会社取<br>締役(現任) | 120,000株       |
| [取締役候補者とした理由]<br>小林史生氏は、2018年4月に当社取締役、そして2019年4月より当社代表取<br>締役を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、豊富な業務<br>経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏<br>を取締役候補者いたしました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | よ 語 くに ひこ<br>余 語 邦 彦<br>(1956年11月11日) | 1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課入<br>1990年12月 マッキンゼー・アンド・カンパ<br>ニー・インク・ジャパン入社<br>2000年5月 株式会社光通信取締役副社長<br>(c o - C E O)<br>2003年8月 株式会社産業再生機構執行役員<br>2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締役<br>兼代表執行役会長・最高経営責<br>任者 (C E O)<br>2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・最<br>高経営責任者 (C E O)<br>2008年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学<br>大学院教授 (現任)<br>2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問<br>2020年4月 当社社外取締役 (現任) | 29,200株            |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕</p> <p>余語邦彦氏は、2020年4月より当社社外取締役を務め、社外取締役として経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地からの助言を行っております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>同氏には、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4          | たま き あきら<br>玉 木 彰<br>(1978年7月11日)                                                                                                                                                                                                                                                   | 2002年4月 防衛庁入庁<br>2005年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）入社<br>2009年9月 株式会社ペイカレント・コンサルティング入社<br>2010年8月 株式会社経営共創基盤（現株式会社IGPIグループ）入社<br>2021年10月 同社マネージングディレクター（現任） | - 株                |
|            | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>玉木彰氏は、コンサルタントとして長年にわたり経営改革、事業戦略分野に携わり、経営全般に関する高い知見と能力を有しております。また、コンサルティングならびに業務執行にかかる豊富な経験からの助言により、当社の中期経営計画にかかる遅延や障害を未然に検知・排除し、円滑かつ着実に計画を実行することによる当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                           |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 余語邦彦氏および玉木彰氏は社外取締役候補者であります。
3. 余語邦彦氏の選任が承認された場合には、同氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 余語邦彦氏は2020年4月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。
5. 当社は、余語邦彦氏との間で、同氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。再任候補者である同氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、玉木彰氏との間で、同氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結いたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中に同内容での更新を予定しております。

以 上

<ご参考>

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス

※各候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

| 取締役氏名 | 監査等<br>委員 | 社外<br>取締役 | 企業<br>経営 | マーケテ<br>ィング/営<br>業 | I T | ガバナン<br>ス | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプラ<br>イアンス |
|-------|-----------|-----------|----------|--------------------|-----|-----------|----------|--------------------|
| 清水祐孝  |           |           | ○        |                    | ○   | ○         |          |                    |
| 小林史生  |           |           | ○        | ○                  | ○   |           |          |                    |
| 余語邦彦  |           | ●         | ○        | ○                  |     | ○         |          |                    |
| 玉木彰   |           | ●         | ○        | ○                  |     | ○         |          |                    |
| 新森公夫  | ●         | ●         |          |                    |     | ○         | ○        | ○                  |
| 河合順子  | ●         | ●         |          |                    |     | ○         |          | ○                  |
| 下村朱美  | ●         | ●         | ○        | ○                  |     | ○         |          |                    |

(注) 余語邦彦氏、玉木彰氏、新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は社外取締役であります。

# 事業報告

(2024年2月1日から  
2025年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資は緩やかな増加傾向にあり、雇用や所得環境が緩やかに改善するもとで経済活動も緩やかに持ち直しております。しかしながら、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社グループは、わが国の高齢社会の進展に伴うさまざまな社会課題の解決をミッションとして、さまざまな情報やサービスを提供しています。長期にわたる高齢化の進展や、少子化・都市への人口集中など日本社会を取り巻く大きな環境の変化は、家族関係の変化や単身世帯の増加などを生み出しており、そうしたことを背景にいわゆる「終活」に対する社会的関心は高まりを見せております。

このような状況のなか、当社グループは、従前からのお墓・仏壇・葬儀といった事業に加え、相続や不動産等のアセットマネジメント事業、介護事業、全国の地方自治体との取り組みである官民協働事業など新たなサービスを積極的に行うことで、わが国における「終活インフラ（＝国民の生活と支える基盤）」づくりを目指しております。当期においては、従前から成長事業として位置付けていたアセットマネジメント事業と介護事業において前年対比増収率が1ケタ台に鈍化した結果、同増益率も伸び悩んだものの、既存事業であるお墓事業、葬祭事業が2ケタの同増収率をキープしてカバーしたほか、葬祭事業における収益性改善の取り組みに一定の成果を得ることができました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は7,061,312千円（前年同期比20.5%増）、営業利益910,916千円（前年同期比11.6%増）、経常利益907,142千円（前年同期比11.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は687,402千円（前年同期比29.5%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は401,450千円(ソフトウェア仮勘定を含む)であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

当連結会計年度に完成した主要設備

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 5,902千円   |
| 工具器具備品 | 25,973千円  |
| ソフトウェア | 495,389千円 |

当連結会計年度において継続中の主要な設備

|           |           |
|-----------|-----------|
| ソフトウェア仮勘定 | 176,925千円 |
|-----------|-----------|

(4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第38期         | 第39期         | 第40期         | 第41期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|
| 売 上 高              | 3,826,139 千円 | 5,004,242 千円 | 5,859,844 千円 | 7,061,312 千円      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 361,155 千円   | 453,630 千円   | 530,760 千円   | 687,402 千円        |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 9.30 円       | 11.87 円      | 14.09 円      | 18.55 円           |
| 総 資 産              | 4,074,551 千円 | 4,317,699 千円 | 4,048,534 千円 | 5,384,184 千円      |
| 純 資 産              | 3,660,637 千円 | 3,387,664 千円 | 3,152,842 千円 | 3,768,578 千円      |

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第38期         | 第39期         | 第40期         | 第41期<br>(当事業年度) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| 売 上 高              | 3,649,641 千円 | 4,302,608 千円 | 4,954,105 千円 | 5,712,837 千円    |
| 当 期 純 利 益          | 401,068 千円   | 523,839 千円   | 602,042 千円   | 654,223 千円      |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 10.33 円      | 13.70 円      | 15.99 円      | 17.65 円         |
| 総 資 産              | 3,947,881 千円 | 4,257,949 千円 | 4,076,213 千円 | 4,590,613 千円    |
| 純 資 産              | 3,690,025 千円 | 3,487,790 千円 | 3,330,912 千円 | 3,838,020 千円    |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

## (6) 対処すべき課題

わたしたちは、これまでに「多様な集客チャネルの獲得」「クロスユースの強化」「生前期終活サービスの拡充」を実施してまいりました。これらは、顧客データベースの強化、新サービスの開始、M&A戦略などをとおして、着実に強化、拡充をすすめてきました。この先に、わたしたちは、終活業界の総合的なインフラストラクチャー（社会基盤）の構築を目指しています。誰もが、終活をとおして生前期を含めた適切なサービスを受けられるようになり、それぞれの個人が最適なベネフィットを得ることで幸福な人生をおくることのできる社会基盤構築を目指しています。

### ①グループ全社のリソース統合

当社グループ会社のリソースを有機的に連携させることで、終活を考えるみなさま（お客さま）のかかえる課題を最適なタイミングで的確に検知する体制を整備します。グループ全社において、相談、接客、サービス提供等の質を統一し、かつ、向上させることでサービス間およびグループ会社間で適切かつシームレスに連携できる体制を整備します。どのサービスにおいても統一された質の高いサービスをお客さまに体験いただくことで、お客さまとのコミュニケーションを促進しブランド力を高めてまいります。これにより、お客さまの課題を最適なタイミングで認知し、最適なソリューションを提案、提供してまいります。

### ②終活領域における顧客便益の浸透

終活の事業領域は、保険、健康、介護、相続、セレモニー、お墓などはもちろんのこと、健康寿命やたいせつな人たちとの過ごし方などを含めて多岐にわたるものです。また、保険や相続など多くのお客さまにとってあまり身近といえない領域も含まれています。このため、終活領域全体がお客さまにとって身近に感じられるものとなるように、終活を社会に浸透させる情報発信とサービス提供をとおして顧客便益向上に取り組むことが課題であると認識しています。

わたしたちは、グループ全体のシナジーを高めることで、終活のすべてのステージにおいてお客さまに最適なベネフィットを提案、提供してまいります。また、終活全体をとおして、お客さまお一人おひとりのお気持ちによりそうことで、これまで、保険、介護、相続などにおいて、しきいが高いと感じられてきた領域のサービスを身近なものとして紹介、提供、そして浸透させてまいります。

### ③AI活用による収益性の向上

わたしたちは、これからも、お一人おひとりが最適なサービスを受けられるようにそれぞれの終活によりそってまいります。それぞれのお気持ちによりそって、長期的な視点にたってお客さまの便益を最大化する情報提供ならびにマッチングプラットフォームを提供しつづけることが、わたしたちの収益性を最適化し向上させつづけるものであると認識しています。

わたしたちは、長期的な視点でお客さまに最適なサービスを受けていただくには、お一人おひとりの異なるニーズを迅速かつ効果的に見つけることが課題であると認識しています。

このために、わたしたちは、お客さまから受けるご相談やご要望ならびにそれらを支援する接客サービス全般のコミュニケーションをAIにより解析し、的確な課題を抽出することで、最適な顧客サポート体制を構築してまいります。これにより、迅速にお客さまのニーズを明確にし、最適かつ質の高いソリューションを提供しつづける体制を整備します。

## (7) 主要な事業内容（2025年1月31日現在）

| 事業   | 主要製品及び事業内容                   |
|------|------------------------------|
| 終活事業 | ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等 |

## (8) 主要な営業所及び使用人の状況（2025年1月31日現在）

### ① 主要な営業所

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |

### ② 使用人の状況

| 使用人数  | 前期比増減 |
|-------|-------|
| 178 名 | +13 名 |

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）74名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名               | 資本金   | 当社の議<br>決権比率 | 主要な事業内容    |
|-------------------|-------|--------------|------------|
| 株式会社ハウスボートクラブ     | 20百万円 | 50.2%        | 海洋散骨事業     |
| 株式会社エイジプラス        | 50百万円 | 100.0%       | 介護施設あっせん事業 |
| 株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ | 25百万円 | 100.0%       | 総合保険代理店業   |
| ベル少額短期保険株式会社      | 50百万円 | 71.6%        | 少額短期保険業    |
| ユウテル株式会社          | 5百万円  | 100.0%       | 介護施設あっせん事業 |

(10) 主要な借入先（2025年1月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 額     |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 17,768 千円 |
| 朝日信用金庫     | 23,136 千円 |
| 城南信用金庫     | 18,146 千円 |
| 芝信用金庫      | 8,328 千円  |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年1月31日現在）

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 96,000,000株                       |
| (2) 発行済株式の総数   | 39,063,600株<br>(自己株式1,988,126株含む) |
| (3) 株主数        | 11,429名                           |
| (4) 大株主（上位10名） |                                   |

| 株 主 名                                                   | 持 株 数        | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 清 水 祐 孝                                                 | 11,383,944 株 | 30.7 %  |
| 株 式 会 社 か ま く ら ホ ー ル デ ィ ン グ ス                         | 3,200,000    | 8.6     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）           | 3,059,600    | 8.3     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）                     | 2,289,200    | 6.2     |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2             | 1,825,600    | 4.9     |
| 管 理 信 託 （ A 0 1 9 ） 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行       | 1,600,000    | 4.3     |
| 管 理 信 託 （ A 0 2 0 ） 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行       | 1,600,000    | 4.3     |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 5 1 | 478,900      | 1.3     |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                                 | 240,804      | 0.6     |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                         | 224,721      | 0.6     |

（注）持株比率は、自己株式（1,988,126株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2025年1月31日現在）

| 地位               | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                          |
|------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長CEO       | 清水 祐 孝  | 内部監査室 管掌<br>公益財団法人つなぐいのち基金 理事<br>ベル少額短期保険株式会社 取締役                                                     |
| 代表取締役社長COO       | 小林 史 生  | 事業部門、プロダクト開発部門 管掌<br>株式会社ハウスポートクラブ 取締役<br>株式会社エイジプラス 取締役<br>株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ 取締役<br>ベル少額短期保険株式会社 取締役 |
| 取 締 役CFO         | 山 田 浩 司 | 財務経理部、人事総務部、広報・IR室 管掌<br>株式会社ハウスポートクラブ 監査役<br>株式会社エイジプラス 監査役<br>株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ 監査役<br>ユウテル株式会社 監査役 |
| 取 締 役            | 余 語 邦 彦 | ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授                                                                                   |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 新 森 公 夫 | 新森公認会計士事務所 所長                                                                                         |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 河 合 順 子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士<br>株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 社外取締役                                                       |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 下 村 朱 美 | 株式会社ミス・パリ 代表取締役<br>学校法人ミスパリ学園 理事長<br>公益財団法人つなぐいのち基金 理事                                                |

- (注) 1. 2024年4月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、鵜田英之氏および植松則行氏が任期満了により退任いたしました。
2. 2024年4月19日開催の第40期定時株主総会において、山田浩司氏が取締役、下村朱美氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
3. 取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同下村朱美氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同下村朱美氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役余語邦彦氏は、複数の上場会社の経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
6. 取締役（監査等委員）新森公夫氏は、常勤監査等委員であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。なお、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。
8. 取締役（監査等委員）下村朱美氏は、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識を有しております。
9. 2022年2月10日に指名報酬諮問委員会が設置され、取締役（監査等委員）新森公夫氏が委員長、取締役余語邦彦氏及び取締役（監査等委員）河合順子氏が委員をそれぞれ務めております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役、子会社の取締役及び監査役、執行役員並びに管理職等の従業員であります。

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を賠償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

### ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては透明性及び公正性を重視することを基本方針としております。

### イ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成するものとし、固定報酬は経済情勢や当社の成長率を踏まえた報酬水準や職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員）についても同様に、監査を行う立場であるとの観点から固定報酬のみとしております。

## ウ. 個人別の報酬の額の決定手続きに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、代表取締役が案を作成して、取締役会で協議・決定するものとしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、役位、職責、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬額については、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。

### ② 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------|-------|-----------------------|
|                            |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 109,865<br>(7,999) | 109,865<br>(7,999) | —      | —     | 5<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 14,400<br>(14,400) | 14,400<br>(14,400) | —      | —     | 4<br>(4)              |

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、2020年4月17日開催の第36期定時株主総会決議において、年30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役余語邦彦氏は、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）新森公夫氏は、新森公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）下村朱美氏は、株式会社ミス・パリ代表取締役、学校法人ミスパリ学園設立理事長、公益財団法人つなぐいのち基金理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況と役割

| 区分             | 氏名    | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った活動の概要                                                                                                                                     |
|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役          | 余語 邦彦 | 当事業年度に開催した取締役会18回すべてに出席し、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。      |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 新森 公夫 | 当事業年度に開催した取締役会18回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。            |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 河合 順子 | 当事業年度に開催した取締役会18回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。              |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 下村 朱美 | 社外取締役就任後に開催した取締役会15回に出席し、また監査等委員会10回に出席し、取締役会において、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識をもとに意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

なぎさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       |          |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 18,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております（以下、当社及び子会社を総じて「グループ全社」という。）。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ全社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
  - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
  - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティガイドラインを制定し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
  - (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
  - (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。
3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役会に報告する。
  - (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
  - (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
  - (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
  - (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
  - (2) 子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
  - (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
  - (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
  - (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
  - (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長としたリスク対策委員会を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規則に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

~~~~~

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	3,452,752	流 動 負 債	1,145,232
現 金 及 び 預 金	2,085,473	買 掛 金	84
売 掛 金	1,274,522	支 払 備 金	33,581
製 品	1,730	責 任 準 備 金	232,284
仕 掛 品	1,992	1 年 内 返 済 予 定 の	13,164
貯 蔵 品	3,104	長 期 借 入 金	448,174
前 払 費 用	104,700	未 払 金	193,122
そ の 他	11,340	未 払 法 人 税 等	69,812
貸 倒 引 当 金	△30,111	未 払 消 費 税 等	122,534
固 定 資 産	1,931,323	前 受 金	25,298
有 形 固 定 資 産	422,253	預 り 金	6,328
建 物	181,500	賞 与 引 当 金	847
構 築 物	2,269	そ の 他	470,374
工 具 器 具 備 品	46,015	長 期 借 入 金	54,214
土 地	73,336	役員退職慰労引当金	11,890
建 設 仮 勘 定	115,190	退職給付に係る負債	40,256
そ の 他	3,940	繰 延 税 金 負 債	22,827
無 形 固 定 資 産	733,623	保 証 履 行 引 当 金	339,304
ソ フ ト ウ ェ ア	449,894	そ の 他	1,882
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	176,925	負 債 合 計	1,615,606
の れ ん	105,659	[純 資 産 の 部]	
そ の 他	1,143	株 主 資 本	3,689,038
投 資 そ の 他 の 資 産	775,447	資 本 金	1,058,029
投 資 有 価 証 券	324,521	資 本 剰 余 金	1,018,029
長 期 前 払 費 用	33,207	利 益 剰 余 金	2,949,066
繰 延 税 金 資 産	58,087	自 己 株 式	△1,336,087
敷 金 及 び 保 証 金	138,245	新 株 予 約 権	786
そ の 他	221,383	非 支 配 株 主 持 分	78,752
繰 延 資 産	109	純 資 産 合 計	3,768,578
資 産 合 計	5,384,184	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,384,184

連結損益計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		7,061,312
売上原価		3,137,085
売上総利益		3,924,227
販売費及び一般管理費		3,013,310
営業利益		910,916
営業外収益		
受取利息	2,558	
有価証券利息	1,228	
為替差益	1,450	
その他	118	5,355
営業外費用		
支払利息	2,678	
支払手数料	5,653	
その他	796	9,129
経常利益		907,142
特別利益		
負ののれん発生益	100,911	100,911
特別損失		
固定資産除却損	4,234	
減損損失	10,773	15,008
税金等調整前当期純利益		993,045
法人税、住民税及び事業税	310,156	
法人税等調整額	△11,564	298,592
当期純利益		694,453
非支配株主に帰属する当期純利益		7,051
親会社株主に帰属する当期純利益		687,402

連結株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,057,481	1,017,481	2,409,876	△1,336,086	3,148,752
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	548	548			1,097
剰 余 金 の 配 当			△148,212		△148,212
親会社株主に帰属 する当期純利益			687,402		687,402
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	548	548	539,189	△1	540,286
当 期 末 残 高	1,058,029	1,018,029	2,949,066	△1,336,087	3,689,038

	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	786	3,303	3,152,842
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,097
剰 余 金 の 配 当			△148,212
親会社株主に帰属 する当期純利益			687,402
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	75,448	75,448
当 期 変 動 額 合 計	—	75,448	615,735
当 期 末 残 高	786	78,752	3,768,578

~~~~~  
(注) 本連結計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 5 社

② 連結子会社の名称 株式会社ハウスボートクラブ  
株式会社エイジプラス  
株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ  
ベル少額短期保険株式会社  
ユウテル株式会社

③ 連結範囲の変更 当連結会計年度において、ベル少額短期保険株式会社、ユウテル株式会社の株式を取得したことにより、両社を連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

ベル少額短期保険株式会社を除く連結子会社については、事業年度末日と連結決算日は一致しております。ベル少額短期保険株式会社については、決算日が3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理  
以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）

|            |             |
|------------|-------------|
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| 満期保有目的の債券  | 償却原価法       |

## ②棚卸資産

- |           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| a. 製品、仕掛品 | 移動平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| b. 貯蔵品    | 最終仕入原価法                                  |

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産      定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物  
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に  
取得した建物附属設備については定額法を採用しており  
ます。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 7～50年 |
| 工具器具備品 | 3～15年 |
| 船舶     | 7～9年  |
- ②無形固定資産      定額法。なお、自社利用のソフトウェアについて  
は、社内における利用可能期間(5年)に基づいて  
おります。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金      債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権  
については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込  
額を計上しております。
- ②保証履行引当金      保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範  
囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる費用  
の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損  
失額を計上しております。
- ③賞与引当金      従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌  
期支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上  
しております。
- ④役員退職慰労引当金      役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく  
期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その年数で均等償却しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

1. 前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「長期前受金」1,254千円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。
2. 前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定資産」の船舶1,959千円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

#### IV. 収益認識に関する注記

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 終活事業          |           |
| お墓事業          | 2,335,899 |
| 葬祭事業          | 1,347,583 |
| 仏壇事業          | 223,553   |
| 相続事業          | 728,154   |
| 介護事業          | 643,321   |
| 少額短期保険事業      | 241,771   |
| 官民協働事業        | 795,594   |
| その他           | 693,210   |
| 終活関連書籍出版事業    |           |
| 書籍事業          | 52,223    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,061,312 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 7,061,312 |

##### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

終活事業の各サービスの収益は、主に成約手数料収益と広告掲載料収益があります。成約手数料収益については、優良事業者に顧客を紹介し、事業者と顧客が成約した時に履行義務が充足されると判断し、成約時に収益を認識しております。

また、広告掲載料収益については、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されると判断し、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

官民協働事業における広告掲載料収益については、マスターデータの制作・納品及び冊子の初回納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

少額短期保険業においては、保険料に係る収益は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始し、期間が経過しているものについて計上しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                            | 当連結会計年度     |
|----------------------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高)<br>売掛金 | 1,037,007千円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高)<br>売掛金 | 1,274,522   |
| 契約負債(期首残高)<br>前受金          | 130,585     |
| 契約負債(期末残高)<br>前受金          | 122,534     |

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は130,585千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれんの評価

#### ①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 105,659千円

#### ②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

# VI. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

206,517千円

# VII. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

| 用途    | 場所     | 種類     | 金額(千円) |
|-------|--------|--------|--------|
| 事業用資産 | 東京都中央区 | ソフトウェア | 10,773 |

当社グループは、原則として事業単位を基準とした管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として、継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分、廃止の意思決定をした資産については、個別にグルーピングを実施しております。

当社において、現在の事業環境を踏まえ、将来の収益見込み等を合理的に見積もり、回収可能性を慎重に検討した結果、事業用資産の一部を帳簿価額の回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、ゼロとして評価しております。

# Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 39,063,600株

## 2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,988,126株

## 3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 786,500株

## 4. 配当に関する事項

### 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2024年<br>4月19日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 148百万円 | 4.0円      | 2024年<br>1月31日 | 2024年<br>4月22日 |

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年4月18日開催の第41期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2025年<br>4月18日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 741百万円 | 20.0円     | 2025年<br>1月31日 | 2025年<br>4月21日 |

## IX. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金を主に自己資本を基本としております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機目的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に一部の連結子会社による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|------------------|----------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券       |                |         |        |
| 満期保有目的の債券        | 324,158        | 317,330 | △6,828 |
| 資産計              | 324,158        | 317,330 | △6,828 |
| (2) 長期借入金        |                |         |        |
| (1年以内返済長期借入金を含む) | 67,378         | 65,382  | △1,995 |
| 負債計              | 67,378         | 65,382  | △1,995 |

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格の株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 363千円      |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                        | 時価   |         |      | 合計      |
|---------------------------|------|---------|------|---------|
|                           | レベル1 | レベル2    | レベル3 |         |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券       | —    | 324,158 | —    | 324,158 |
| 資産計                       | —    | 324,158 | —    | 324,158 |
| 長期借入金<br>(1年以内返済長期借入金を含む) | —    | 65,382  | —    | 65,382  |
| 負債計                       | —    | 65,382  | —    | 65,382  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

国債及び地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している国債及び地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間にわたり、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 1 株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1 株当たり純資産額 | 99円50銭 |
|------------|--------|

|             |        |
|-------------|--------|
| 1 株当たり当期純利益 | 18円55銭 |
|-------------|--------|

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XII. 企業結合等に関する注記

### 取得による企業結合

(バル少額短期保険株式会社の株式取得)

当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、バル少額短期保険株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡取得契約を締結し、株式を取得しました。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：バル少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険業

##### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2023年に設立した子会社「鎌倉新書ライフパートナーズ」が保険代理店業を営んでおりますが、対象会社が当社グループに加入することにより保険商品自体の開発、提供を通じて、保険領域のサービスを拡充することが可能になります。加えて、新たに対象会社の顧客との接点をもつことで顧客データベースを拡充できるほか、当社が従来から提供している既存のサービスとの連携強化とクロスユースの拡大及びシナジーが創造されるものと見込んでおります。

##### (3) 企業結合日

2024年11月1日

##### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

##### (5) 結合後企業の名称

変更ありません

##### (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、バル少額短期保険株式会社の議決権71.61%を取得したことによります。

#### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2025年1月31日まで

#### 3. 取得する事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 取得の対価（現金） | 71,612千円 |
|-----------|----------|

|      |          |
|------|----------|
| 取得原価 | 71,612千円 |
|------|----------|

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 27,757千円

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれんの金額

100,911千円

(2) 発生原因

企業結合時の被取得企業の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産の額並びにその主な内訳

|       |           |
|-------|-----------|
| 流動資産  | 305,995千円 |
| 固定資産  | 607,978千円 |
| 繰延資産  | 173千円     |
| <hr/> |           |
| 資産合計  | 914,147千円 |
| <hr/> |           |
| 流動負債  | 29,351千円  |
| 固定負債  | 643,873千円 |
| <hr/> |           |
| 負債合計  | 673,225千円 |
| <hr/> |           |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

(ユウテル株式会社の株式取得)

当社の連結子会社である株式会社エイジプラス（以下、エイジプラス）は、2024年10月30日開催の取締役会において、ユウテル株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡取得契約を締結し、株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ユウテル株式会社

事業の内容：介護施設紹介斡旋事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2021年に取得した子会社「エイジプラス」にて介護施設紹介斡旋事業を営んでおりますが、成長領域と考える介護分野において対面型・Web型の両方で「No. 1の紹介プラットフォーム」を構築することを目的として、対象会社の主要事業である対面型の介護施設紹介斡旋事業を取得することで当社が従来から提供している既存のサービスとの連携強化とクロスユースの拡大及びシナジーが創造されるものと見込んでおります。

(3) 企業結合日

2024年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、ユウテル株式会社の議決権100.0%を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2025年1月31日まで

3. 取得する事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 取得の対価（現金） | 70,000千円 |
| 取得原価      | 70,000千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 2,927千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

72,033千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって将来期待される超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産の額並びにその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 45,588千円 |
| 固定資産 | 2,704千円  |
| 資産合計 | 48,292千円 |
| 流動負債 | 21,703千円 |
| 固定負債 | 28,623千円 |
| 負債合計 | 50,326千円 |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>[資 産 の 部]</b>       |                  | <b>[負 債 の 部]</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,156,063</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>712,336</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,578,200        | 買 掛 金                  | 84               |
| 売 掛 金                  | 1,162,222        | 未 払 金                  | 358,856          |
| 製 品                    | 1,730            | 未 払 消 費 税 等            | 51,519           |
| 仕 掛 品                  | 1,992            | 未 払 法 人 税 等            | 185,184          |
| 貯 蔵 品                  | 162              | 前 受 金                  | 95,596           |
| 前 払 費 用                | 84,488           | 預 り 金                  | 21,095           |
| 短 期 貸 付 金              | 320,000          |                        |                  |
| 1年内回収予定の<br>長期貸付金      | 13,727           |                        |                  |
| 関係会社未収入金               | 15,793           |                        |                  |
| そ の 他                  | 7,856            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>40,256</b>    |
| 貸 倒 引 当 金              | △30,111          | 退 職 給 付 引 当 金          | 40,256           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,434,549</b> | <b>負 債 合 計</b>         | <b>752,592</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>197,808</b>   | <b>[純 資 産 の 部]</b>     |                  |
| 建 物                    | 159,405          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,837,233</b> |
| 工 具 器 具 備 品            | 38,403           | 資 本 金                  | 1,058,029        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>600,878</b>   | 資 本 剰 余 金              | 1,018,029        |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 423,750          | 資 本 準 備 金              | 1,018,029        |
| ソフトウェア仮勘定              | 176,925          | 利 益 剰 余 金              | 3,097,261        |
| そ の 他                  | 202              | 利 益 準 備 金              | 28,280           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>635,862</b>   | その他利益剰余金               | 3,068,981        |
| 投 資 有 価 証 券            | 363              | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 3,068,981        |
| 関 係 会 社 株 式            | 261,160          | 自 己 株 式                | △1,336,087       |
| 長 期 前 払 費 用            | 24,165           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>786</b>       |
| 繰 延 税 金 資 産            | 58,087           |                        |                  |
| 長 期 貸 付 金              | 129,272          |                        |                  |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 131,273          |                        |                  |
| 出 資 金                  | 30,000           |                        |                  |
| そ の 他                  | 1,540            |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,590,613</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,838,020</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,590,613</b> |

# 損 益 計 算 書

(2024年2月1日から  
2025年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 5,712,837 |
| 売上原価         |         | 2,293,622 |
| 売上総利益        |         | 3,419,215 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,453,579 |
| 営業利益         |         | 965,636   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 2,848   |           |
| 為替差益         | 1,451   |           |
| その他          | 118     | 4,417     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払手数料        | 5,653   |           |
| その他          | 515     | 6,169     |
| 経常利益         |         | 963,884   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 0       |           |
| 減損損失         | 10,773  | 10,773    |
| 税引前当期純利益     |         | 953,110   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 310,451 |           |
| 法人税等調整額      | △11,564 | 298,887   |
| 当期純利益        |         | 654,223   |

# 株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から  
2025年1月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株 主 資 本   |              |                   |              |                                        |                     |            |             |
|---------------------|-----------|--------------|-------------------|--------------|----------------------------------------|---------------------|------------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金        |                   | 利益剰余金        |                                        |                     | 自 己<br>株 式 | 株主資本<br>合 計 |
|                     |           | 資 本<br>準 備 金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利<br>益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |            |             |
| 当 期 首 残 高           | 1,057,481 | 1,017,481    | 1,017,481         | 28,280       | 2,562,970                              | 2,591,250           | △1,336,086 | 3,330,126   |
| 当 期 変 動 額           |           |              |                   |              |                                        |                     |            |             |
| 新 株 の 発 行           | 548       | 548          | 548               |              |                                        |                     |            | 1,097       |
| 剰 余 金 の 配 当         |           |              |                   |              | △148,212                               | △148,212            |            | △148,212    |
| 当 期 純 利 益           |           |              |                   |              | 654,223                                | 654,223             |            | 654,223     |
| 自 己 株 式 の 取 得       |           |              |                   |              |                                        |                     | △1         | △1          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |              |                   |              |                                        |                     |            | －           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 548       | 548          | 548               | －            | 506,011                                | 506,011             | △1         | 507,107     |
| 当 期 末 残 高           | 1,058,029 | 1,018,029    | 1,018,029         | 28,280       | 3,068,981                              | 3,097,261           | △1,336,087 | 3,837,233   |

|                     | 新株予約権 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|-------|--------------|
| 当 期 首 残 高           | 786   | 3,330,912    |
| 当 期 変 動 額           |       |              |
| 新 株 の 発 行           |       | 1,097        |
| 剰 余 金 の 配 当         |       | △148,212     |
| 当 期 純 利 益           |       | 654,223      |
| 自 己 株 式 の 取 得       |       | △1           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | －     | －            |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －     | 507,107      |
| 当 期 末 残 高           | 786   | 3,838,020    |

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法  
外のもの …………… により処理し、売却原価は移動平均法  
により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製 品、 仕 掛 品 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づ  
く簿価切下げの方法により算定）

② 貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した  
建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月  
1日以降に取得した建物附属設備については定  
額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 15～24年

工具器具備品 …………… 3～15年

(2) 無 形 固 定 資 産 …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについ  
ては、社内における利用可能期間（5年）に基づ  
いております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債  
権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権  
等特定の債権については個別に回収可能性を検  
討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

261,160千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断いたしました。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## IV. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## V. 貸借対照表に関する注記

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 160,820千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く） |           |
| 短期金銭債権                             | 343,804千円 |
| 長期金銭債権                             | 129,272千円 |

## VI. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

子会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高

|      |          |
|------|----------|
| 売上高  | 33,133千円 |
| 売上原価 | 7,841千円  |

## VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,988,126株 |
|------|------------|

## VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 12,712千円   |
| 資産除去債務    | 27,408 //  |
| 棚卸資産評価損   | 452 //     |
| 有価証券評価損   | 4,078 //   |
| 関係会社株式評価損 | 14,414 //  |
| 貸倒引当金     | 9,312 //   |
| 退職給付引当金   | 12,326 //  |
| その他       | 5,639 //   |
| 繰延税金資産小計  | 86,345千円   |
| 評価性引当額    | △28,258 // |
| 繰延税金資産合計  | 58,087千円   |

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称         | 所在地        | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業      | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目                        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------|------------|------------------|--------------------|------------------------|-------------------------|-----------|--------------|---------------------------|--------------|
| 子会社 | ㈱エイジ<br>プラス        | 東京都<br>中央区 | 50,000           | 介護施設<br>あっせん<br>事業 | 100.0%                 | 資金の貸付<br>人員の出向<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付 | —            | 短期<br>貸付金                 | 320,000      |
|     |                    |            |                  |                    |                        |                         |           | 1,925        | 未収利息                      | 5,497        |
| 子会社 | ㈱ハウス<br>ボートク<br>ラブ | 東京都<br>江東区 | 20,200           | 海洋散骨<br>事業         | 50.2%                  | 資金の貸付<br>人員の出向<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付 | 143,000      | 1年内回<br>収予定の<br>長期貸付<br>金 | 13,727       |
|     |                    |            |                  |                    |                        |                         |           |              | 長期<br>貸付金                 | 129,272      |

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## X. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 103円50銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 17円65銭  |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株 式 会 社 鎌 倉 新 書  
取 締 役 会 御 中

なぎさ監査法人

大阪府 大阪市

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 山 根 武 夫

業務執行社員

公認会計士 真 鍋 慎 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株 式 会 社 鎌 倉 新 書  
取 締 役 会 御 中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山 根 武 夫  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 真 鍋 慎 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2024年2月1日から2025年1月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 新 森 公 夫 ㊟

監査等委員 河 合 順 子 ㊟

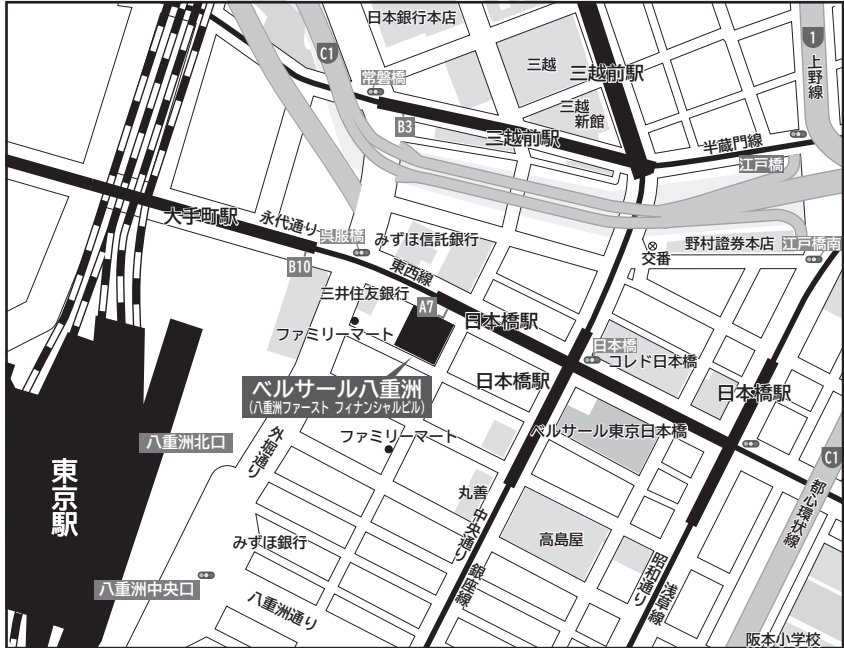
監査等委員 下 村 朱 美 ㊟

(注) 監査等委員新森公夫氏、同河合順子氏及び同下村朱美氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 B+Cルーム



### <交通のご案内>

#### ● JR線

東京駅八重洲北口 徒歩4分

#### ● 地下鉄

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 大手町駅B10出口 徒歩2分

東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結

半蔵門線・銀座線 三越前駅B3出口 徒歩4分

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。